

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 5月13日
【会社名】	株式会社アクロディア
【英訳名】	Acrodea, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堤 純也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
【電話番号】	03-5793-1300
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
【電話番号】	03-5793-1300
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第20回新株予約権) その他の者に対する割当 884円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 153,230,384円
	(注) 1. 本募集は、平成28年 5月13日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。 2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少しません。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	3,676個 上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって割り当てる新株予約権の総数とする。
発行価額の総額	3,249,584円
発行価格	本新株予約権 1個あたり884円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期日	平成28年6月10日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アクロディア 管理部
払込期日	平成28年6月14日
割当日	平成28年6月14日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 中目黒支店

(注) 1. 株式会社アクロディア第20回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成28年5月13日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、株式交換により当社子会社化する会社の代表取締役に対して行うものであります。

4. 本募集の対象となる者の概要は、次のとおりであります。

割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数
株式交換により当社子会社化する会社の代表取締役	1名	3,676個
合計	1名	3,676個

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、367,600株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。))は100株とする。)。ただし、付与株式数は、下記(注)1の定めにより調整されることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、408円とし、本新株予約権発行後、下記(注)2により調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	153,230,384円 (注) 下記(注)2により行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。
新株予約権の行使期間	平成28年6月14日から平成31年6月13日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アクロディア 管理部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 中目黒支店
新株予約権の行使の条件	ネクスト・セキュリティ株式会社の平成29年3月期の上期(平成28年4月～平成28年9月)の「セキュリティプロダクト」の売上金額が150百万円以上であること。 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、又はその他正当な理由があると取締役会が判断した場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数の調整

割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(2) 当社が、時価を下回る価額で新株式の発行(本新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

(3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

4 新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「本新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「本新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

5 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「本新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「本新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとします。

6 1株未満の端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7 租税公課

新株予約権者は、本新株予約権の行使により課せられる一切の租税公課を自己の負担と責任において納付するものとする。

8 新株予約権の発行価額の算定理由

当該金額は、第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件(業績条件)を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法によって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
153,230,384円	2,000,000円	151,230,384円

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は払込金額の総額は減少します。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、新株予約権者の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としたものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

従って、差引手取概算額の具体的な使途については、現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

（株式及び新株予約権の割当予定先）

#### a 割当予定先の概要

氏名	仲西 敏雄
住所	奈良県天理市
職業の内容	ネクスト・イット株式会社 代表取締役社長 ネクスト・セキュリティ株式会社 代表取締役社長 （所在地：東京都品川区南品川二丁目4番7号、業務内容：ITセキュリティ製品販売、セキュリティコンサルティング、セキュリティマネージメントサービス、セキュリティバリュースervice）

#### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

当該割当先は、本新株予約権の割当先となっております。

#### c . 割当予定先の選定理由

仲西敏雄氏は、平成28年5月13日に開催した当社取締役会にて決議した株式交換により当社の子会社となる予定のネクスト・セキュリティ株式会社（以下、「ネクスト・セキュリティ社」という）の代表取締役です。

同氏に対して、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として有償にて新株予約権を発行するものであります。

同氏は、セキュリティ業界において長きに亘る経験と深い知見及び人的ネットワークを保有し、当社は、今後ネクスト・セキュリティ社の成長において重要な役割を果たす人物であると考えております。また、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たり、行使条件として直近の平成29年3月期上期の売上高を目標値に設定しているのは、セキュリティ関連市場において早期にシェアを獲得し競争力の強化を図ることを目的としており、一層の意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めるため、設定しております。

この売上目標は、参考値であるネクスト・セキュリティ社のグループ会社ネクスト・イット株式会社のセキュリティプロダクトにおける前年通期売上実績の9割を平成29年3月期上期のみで達成させるものであります。

なお、本新株予約権の発行は、当該株式交換の成立が条件となっております。

#### d . 割り当てようとする株式の数

本新株予約権 3,676個（その目的となる株式367,600株）

#### e . 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針に関しましては、基本的に純投資である旨を本投資契約において確認しております。当社普通株式の株価次第では本株式の売却を行う可能性があるとのことであります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、残高証明書の写しを受領して、本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。なお、当該資金は自己資金であると聞いております。また本新株予約権の行使については自己資金を充てるほか、不足分については別途ネクスト・セキュリティ社の株式交換で取得する当社株式の売却、および行使で取得した当社株式の売却によって行使資金を調達することとあります。そのため、財産確認として問題ないと判断しました。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先と直接面談・ヒアリングを実施し、割当予定先が反社会的勢力等でない旨を口頭で確認するとともに、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による当該割当予定先に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、当該割当予定先が特定団体等と関わりがないものと判断しております。

以上から総合的に判断し、当該割当予定先については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値408円/株、株価変動率89.0%（年率）、配当利率0%（年率）、安全資産利子率-0.2%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額408円/株、満期までの期間3年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の14,506,193株（議決権個数145,061個）に対し最大で2.53%（議決権ベースの希薄化率2.53%）の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社和円商事	東京都中央区日本橋久松町9-12	-	-	1,017,800	5.71%
松田 純弘	東京都杉並区	-	-	999,000	5.60%
堤 純也	東京都港区	790,700	5.45%	790,700	4.44%
株式会社イー・エム・アイ	横浜市中区羽衣町3-55-1	-	-	588,200	3.30%
K D D I 株式会社	東京都新宿区西新宿2-3-2	430,000	2.96%	430,000	2.41%
仲西 敏雄	奈良県天理市	-	-	367,600	2.06%
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都港区芝5-37-8	300,000	2.07%	300,000	1.68%
岡田 努	東京都目黒区	-	-	245,000	1.37%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1	197,100	1.36%	197,100	1.11%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	167,500	1.15%	167,500	0.94%
計		1,885,300	13.00%	5,102,900	28.62%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年2月29日現在の株主名簿を基に平成28年5月12日までの新株予約権の行使による株式増加分(86,000株)を反映しております。
2. 今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の所有議決権数の割合については、平成28年2月29日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、同日(平成28年5月13日に発行決議した本新株式の数及び本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。
4. 本新株予約権の割当予定先の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。
5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として各割当予定先にて保有されます。割当予定先については、本新株予約権の行使により取得する株式の長期保有を約していないことから、割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。
6. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第11期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出日（平成27年11月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）までの間において、次のとおり資本金が減少及び増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成28年1月6日 （注）1	-	14,420,193	3,074,067	101,750	2,920,002	120,014
平成28年3月15日～ 平成28年3月16日 （注）2	86,000	14,506,193	10,750	112,500	10,750	130,764

（注）1. 平成27年11月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成28年1月6日付で、資本金3,074,067千円及び資本準備金2,920,002千円をその他資本剰余金に振替え、振替え後のその他資本剰余金5,994,070千円を繰越利益剰余金に振替えることにより欠損填補を行っております。

2. 平成28年3月1日から平成28年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が86,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,750千円増加しております。

### 2. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第11期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成27年11月27日提出）、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

### 3. 臨時報告書の提出

第四部 組込情報の有価証券報告書（第11期）の提出日以降、本届出書提出日（平成28年5月13日）までに、以下の臨時報告書を提出しており、その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

平成27年11月27日提出の臨時報告書

#### 1 [提出理由]

平成27年11月26日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 [ 報告内容 ]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年11月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

資本金の額の減少の内容

(1) 平成27年8月31日現在の資本金及び資本準備金の額

資本金 3,174,067,341円

資本準備金 3,038,267,338円

(2) 減少する資本金の額及び資本準備金の額

資本金 3,074,067,341円

資本準備金 2,920,002,947円

(3) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,994,070,288円

(4) 減少後の資本金及び資本準備金の額

資本金 100,000,000円

資本準備金 118,264,391円

剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,994,070,288円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,994,070,288円

(3) 処分後の剰余金の額

その他資本剰余金 0円

繰越利益剰余金 0円

第2号議案 定款一部変更の件

当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能とするために、発行可能株式総数を変更するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、第29条(取締役の責任軽減)第2項及び第38条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

堤純也、國吉芳夫、桑原崇、八田武彦、加藤隆哉の5氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

フロンティア監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	83,501	2,401	-	(注)1	可決 96.21
第2号議案	79,477	6,427	-	(注)2	可決 91.57
第3号議案					
堤 純也	82,447	3,442	-	(注)3	可決 95.01
國吉 芳夫	82,647	3,242	-		可決 95.24
桑原 崇	82,253	3,636	-		可決 94.78
八田 武彦	82,474	3,415	-		可決 95.04
加藤 隆哉	82,436	3,453	-		可決 95.00
第4号議案	83,853	2,058	-	(注)1	可決 96.60

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

平成28年2月23日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成28年2月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

イ 銘柄 株式会社アクロディア 第19回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

7,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。)

(2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、308円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(代表取締役:小幡治、住所:東京都港区元赤坂一丁目6番2号)に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件(業績条件)を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社終値267円/株、株価変動率106.3%(年率)、配当利率0.0%(年率)、安全資産利率 0.2%(年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額267円/株、満期までの期間3.8年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

(3) 発行価額の総額

189,056,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式(権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式)とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金267円(本新株予約権の発行決議日の前日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所市場における当社株式普通取引の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成28年12月1日から平成31年11月30日(但し、(7)に定める規定により本新株予約権を行使しなければならない場合において、その期日が平成29年11月30日を超える場合は、その期日。また、本新株予約権の満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日。)までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記、(a)及び(b)をいずれも満たした場合に対象新株予約権を行使することができる。

(a) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成28年8月期の事業年度にかかる当社損益計算書において、売上が1,947百万円以上となった場合。

(b) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成28年8月期の事業年度にかかる当社貸借対照表において、有利子負債の金額が336百万円以下となった場合。

なお、有利子負債は次の算式により計算されるものとする。

有利子負債 = 短期借入金 + 1年内償還予定の社債 + 社債 + 長期借入金

新株予約権者は、上記の行使の条件を満たした場合において、権利行使期間の開始日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも取締役会決議日前日終値に300%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を上回った場合、普通取引終値が当該価格を上回った日以降、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を1年以内に行使しなければならないものとする。

割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも取締役会決議日前日終値に30%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回った場合、上記の条件を満たしている場合及び上記の条件を満たしている場合のいずれの場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

その他の行使条件は、当社と新株予約権との間で締結される割当契約において定める。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	3名	6,790個(679,000株)
当社従業員	6名	210個(21,000株)
合計	9名	7,000個(700,000株)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

へ 新株予約権の割当日

平成28年3月9日

平成28年3月9日提出の臨時報告書の訂正報告書

1 [ 臨時報告書の訂正報告書の提出理由 ]

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成28年2月23日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「勧誘の相手方の人数及びその内訳」が平成28年3月9日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [ 訂正内容 ]

訂正箇所は下線で示しております。

ハ 勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社取締役	3名	<u>6,790</u> 個(679,000株)
当社従業員	<u>6</u> 名	210個(21,000株)
合計	<u>9</u> 名	7,000個(700,000株)

(訂正後)

当社取締役	3名	<u>6,830</u> 個(683,000株)
当社従業員	<u>4</u> 名	170個(17,000株)
合計	<u>7</u> 名	7,000個(700,000株)

平成28年4月28日提出の臨時報告書

1 [ 提出理由 ]

当社は、平成28年3月29日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社の連結子会社である株式会社X i o (以下、「X i o」という。)が運営するゲーム関連事業の一部を譲受けることについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [ 報告内容 ]

当社は、平成28年3月29日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社の連結子会社である株式会社X i o が運営するゲーム関連事業の一部を譲受けることについて決議し、同日事業譲渡契約を締結しました。

1. 譲受ける相手会社

(1) 名称(所在地)	株式会社X i o (東京都新宿区北新宿二丁目21番1号)
(2) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中川 英明
(3) 事業内容	ゲームの企画・開発・運営、IT支援・ソフトウェア開発
(4) 資本金	10百万円

2. 対象となった事業の内容

ゲームソフトの受託開発事業、受託運営事業、共同開発事業及び自社開発運営事業

3. 事業の譲受の理由

株式会社X i oは、ゲームソフトの受託開発、受託運営、共同開発、及び自社開発運営事業を行っております。同社の受託開発・運営事業においては、幅広いジャンルで高い開発・運営実績とノウハウを保有しており、当社のゲーム・アプリ開発・運営部門を補完することで社内リソースの効果的運用と収益性向上を図ります。また、自社開発運営事業においては、新規ソーシャルゲームを自社開発することで、さらにゲームやアプリのラインアップを充実させてまいります。当該事業の譲受により、当社コンテンツサービスとのシナジー効果を追求し、当社のコンテンツサービス事業のさらなる成長と企業価値の向上を目指してまいります。

4. 譲受日 平成28年3月29日

5. 企業結合の法的形式 現金を対価とする事業譲受

6. 譲受対価 185百万円(予定)

7. 譲受ける資産及び負債の額  
ソフトウェア資産 23百万円(予定)

8. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。

平成28年5月13日提出の臨時報告書

1 [ 提出理由 ]

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、ネクスト・セキュリティ株式会社(以下、「ネクスト・セキュリティ社」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [ 報告内容 ]

( 1 ) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ネクスト・セキュリティ株式会社
本店の所在地	東京都品川区南品川二丁目4番7号
代表者の氏名	代表取締役 仲西 敏雄
資本金の額	1百万円(平成28年3月31日現在)
純資産の額	1百万円(平成28年3月31日現在)
総資産の額	1百万円(平成28年3月31日現在)
事業の内容	ITセキュリティ製品販売、セキュリティコンサルティング、セキュリティマネージメントサービス、セキュリティバリューサービス

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

ネクスト・セキュリティ社は、平成27年12月に設立したため、直近の決算期において売上及び利益は計上されておりません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
ネクスト・イット株式会社	50.00
仲西 敏雄	50.00

## 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	特筆すべき事項はございません。
人的関係	特筆すべき事項はございません。
取引関係	特筆すべき事項はございません。

## (2) 本株式交換の目的

当社はスマートフォン向けのコンテンツサービス及びソリューションを提供しており、中長期的成長に向け市場拡大の見込める分野に展開を図っております。

今日、情報システムやインターネットは、企業や組織の運営に欠かせないものとなっており、企業や組織にとって、情報セキュリティに対するリスクマネジメントは重要な経営課題のひとつとなっています。また、サイバー攻撃が高度化しているとともに、国内ではマイナンバー制度の開始により個人情報保護等、情報セキュリティ対策の必要性がますます高まっています。

このような状況の下、当社は、セキュリティ関連事業を行うネクスト・イット株式会社（以下、「ネクスト・イット社」という）とセキュリティソリューションの販売に関する業務提携契約を締結し、相互の営業基盤・事業エリアを活用し、重要インフラ・モバイル関連市場をターゲットセグメントとするセキュリティ製品及びサービスの販売・サポート・マーケティングを行っております。

この度、当社は、ネクスト・イット社の連結子会社であるネクスト・セキュリティ社を子会社化することにより、当社のスマートフォン向け事業における強みを生かし新たな市場開拓を図ることで、中長期的な事業成長を見込み、本株式交換を検討するに至りました。

当社は、本株式交換により当社が本年度より開始しているセキュリティ関連事業の広範囲な事業展開を強化するとともに、両社のリソースの共有及び有効活用等、相互の強みを生かしたシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

## (3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

## 本株式交換の方法

平成28年5月13日に締結した株式交換契約に基づき、平成28年6月13日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ネクスト・セキュリティを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

## 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	ネクスト・セキュリティ (完全子会社)
株式交換比率	1	4.9
株式交換により交付する株式数	普通株式：245,000株	

(注) 当社は本株式交換に際して、新たに普通株式245,000株を発行し、ネクスト・セキュリティの株式1株に対して、当社普通株式4.9株を割当交付いたします。



その他の株式交換契約の内容  
当社が、ネクスト・セキュリティとの間で平成28年5月13日付で締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

## 株式交換契約

株式会社アクロディア(東京都渋谷区恵比寿1-20-22 代表取締役 堤純也 以下「甲」という。)とネクスト・セキュリティ株式会社(東京都品川区南品川2-4-7 代表取締役 仲西敏雄 以下「乙」という。)とは、次のとおり、株式交換契約を締結する。

### 第1条(株式交換)

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、会社法第767条に定める株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行う。

### 第2条(効力発生日)

本件株式交換が、その効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成28年6月13日とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、甲乙協議のうえ書面により合意することにより、これを変更することができる。

### 第3条(株式の割当交付)

甲は、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された各株主に対し、その保有する乙の株式数に4.9を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

### 第4条(増加すべき資本金及び資本準備金の額)

本件株式交換に際して、増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の定めに従い、甲が別途適当に定める金額とする。

### 第5条(表明保証)

乙は、甲に対し、本契約締結日及び効力発生日において以下の事項につき誤りがないことを表明及び保証する。

#### 1.(設立と存続)

乙は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有する。

#### 2.(財政状態)

乙は、支払停止の状態ではない。また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の法的倒産手続の開始の申立はされておらず、これらの法的倒産手続の開始原因となる事実はない。

#### 3.(株式)

乙の授権株式数は、普通株式10万株であり、そのうち発行済株式の総数は5万株であり、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みの普通株式である。これらの普通株式を除き、対象会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他潜在株式は存在しない。何人も、乙に対して、乙の株式、新株予約権、新株予約権付社債を取得する権利を有していない。また、発行済株式のすべてについて先取特権、質権その他の担保権、請求権等その他一切の負担は存在しない。

#### 4.(株主名簿)

乙の株主は、甲に提供された株主名簿のとおりであり、名義株主又は他人名義の株主は存在せず、株主に反社会的人物は存在しない。

#### 5.(乙の財務状態)

乙は、甲に提供された財務諸表その他の決算書に記載されている資産、負債を、適正に保有している。

#### 6.(法令の遵守)

乙並びにその役員及び従業員は、法令、規則、条例、通達、政府当局の命令等を重要な点において遵守してその営業を行っており、乙の資産、負債、事業又は営業に重大な悪影響を及ぼすような行為は行っておらず、行うべき行為の不作为はない。

#### 7.(未払い給与等)

乙は、その従業員に対して未払いの賃金、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しない。

#### 8.(第三者の権利の侵害)

乙は、第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していない。

#### 9.(訴訟及び手続)

( )乙に対する裁判所、監督官庁その他の当局の命令、判決、差止命令で現に効力を有するもの、及び( )乙に対する訴訟若しくは保全又は行政上若しくは仲裁の手続で係属中のもの又は( )若しくは( )にいたるおそれのある事由は存在しない。

#### 10.(税金)

乙は、国内及び海外の適用法令の下で必要となる税務申告の全てを、遅滞なく該当する税務当局に対して行ってきており、納付期限の到来した全ての税金は支払済みである。乙の事業、財産、資産に関し税務上の差押、保全差押その他の滞納処分は存在せず、また、かかる差押、保全差押その他滞納処分を受けるおそれのある事由は存在しない。

#### 11.(資産)

乙は、乙の所有の資産に関する一切の管理処分権限を保有し、かつ所有権及び賃借権にかかる對抗要件を具備している、これらについて、訴訟、調停、仲裁その他形式を問わず係争は一切存在しない。

#### 12.(正確な開示)

乙は、甲に対し、重要な事実を全て開示している。また、乙から甲に開示された事実(提出された情報、書類、磁気テープ、コンピューター・テープその他の種類の記録媒体を含む)について、重要な点で虚偽であったり、又は誤解を招くおそれのあるものはない。

#### 第6条(株式交換承認総会)

1 甲は、会社法第796条3項の定めにより、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。

2 乙は、平成28年6月10日までに、株主総会を招集し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を求め、承認を得る。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、開催日を変更することができる。

#### 第7条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行わない。ただし、相手方の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

#### 第8条(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

1 本契約締結の日から株式交換の日までの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙協議のうえ株式交換条件を変更し又は本契約を解除することができる。

2 前項により変更、解除がされた場合、甲及び乙は互いに損害賠償の請求をしない。ただし、甲又は乙の故意、重過失に起因する場合を除く。

#### 第9条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙の協議のうえ決するものとする。

#### 第10条(適用法と管轄)

本契約に関する解釈及び紛争に対しては日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

後日の証として本書面2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年5月13日

甲 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号  
株式会社アクロディア  
代表取締役社長 堤 純也

乙 東京都品川区南品川二丁目4番7号  
ネクスト・セキュリティ株式会社  
代表取締役社長 仲西 敏雄

#### (4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

##### 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、当社は第三者算定機関として株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(以下「ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー」といいます。)に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは、株式価値の算定に際して、当社の株式価値については市場株価法を、ネクスト・セキュリティについては、DCF法、類似上場会社法及び純資産法を採用し、これらの評価結果を勘案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

当社は、ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を勘案の上、ネクスト・セキュリティとの間で真摯に協議・交渉を行いました。その結果、前述「(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アクロディア
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
代表者の氏名	代表取締役社長 堤 純也
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	スマートフォン向けサービス・ソリューションの提供

以上

平成28年5月13日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、株式会社エミシア(以下、「エミシア社」という。)の株式を取得し子会社化することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エミシア
本店の所在地	東京都港区六本木七丁目14番7号
代表者の氏名	代表取締役 磯上 恵美子
資本金の額	8百万円(平成27年9月30日現在)
純資産の額	16百万円(平成27年9月30日現在)
総資産の額	7百万円(平成27年9月30日現在)
事業の内容	オーガニックサブリの販売、オーガニックサロンの経営

磯上恵美子氏の本籍姓は門倉姓となっております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
売上高	0百万円	0百万円	8百万円
営業利益	0百万円	0百万円	24百万円
経常利益	0百万円	0百万円	24百万円
当期純利益	0百万円	0百万円	24百万円

(注) 百万円未満の数値は、切り捨てて表記しております。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項ありません。
人的関係	該当事項ありません。
取引関係	該当事項ありません。

（２）取得対象会社に関する子会社取得の目的

当社は、成長分野であるスマートフォン向けプラットフォームソリューション（スマートフォン向けサービスを実現するプラットフォームの提供）やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）に経営資源を集中させ、各事業の基盤強化と早期成長を推進しております。当社のプラットフォームソリューションの事業展開においては、きせかえtouchやMulti-package Installer for Android等の既存サービスをはじめ、インターホン向けIoTシステムや動画関連サービス等を新たに展開開始し、安定的な収益確保と今後の中長期的な成長基盤の確立を図っております。コンテンツサービスの事業展開においては、複数のソーシャルゲームやアプリの提供を開始し、売上規模が拡大しております。主要なタイトルである「JFA オフィシャルライセンスソーシャルゲーム「サッカー日本代表」シリーズや「野球しようよ ガールズスタジアム」等のスポーツ関連のソーシャルゲームを複数のプラットフォームで展開しております。また、平成28年3月29日には株式会社Xio(東京都新宿区北新宿2-21-1 代表取締役社長 中川 英明)よりゲーム関連事業の一部を譲り受け、現在の当社のコンテンツサービス事業のさらなる成長に向け、売上及び利益を拡大させるとともに当社コンテンツサービスとのシナジー効果を追求し、さらなる企業価値の向上を目指しております。しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。また、当社の既存のソリューションや当社独自のコンテンツによる事業展開だけでは、その成長速度に限界があり、十分な成長が望めない可能性があります。より成長の速度を上げ早期の黒字化を達成し、高水準の利益を実現していくためには、当社の事業分野とシナジー効果のある事業の取得を積極的に進めていくことが不可欠であると考えております。イー・エム・アイ社代表取締役の磯上氏が保有するE's株式会社（東京都渋谷区渋谷3-27-15 代表取締役 土居 孝俊）の既存事業の一部である女性向けのシェアハウスの管理・運用を主軸に行う不動産事業並びに同氏が100%株主である株式会社E・MIRAI（神奈川県横浜市中区羽衣町3-55-1 代表取締役 門倉 直行）と共同保有するエミシア社の既存事業であるサプリメント等のオーガニック製品の販売及びエステサロンを展開する事業を中核に、これらの中核事業を活用した人材紹介・派遣やインバウンド向け商品開発を行い、当社の強みを生かしたスマートフォン向けのアプリやサービス等を連携し、顧客ニーズに応えるサービス創出を図ってまいります。なお、当該新規事業の立ち上げに先立ち、上記中核事業を同氏が保有するエミシア社に再編する予定です。当社は上記中核事業の再編を受けたエミシア社の株式を取得し完全子会社化することを決定いたしました。今後、磯上氏のグループの持つノウハウと当社ソリューション事業の強みを併せてシナジーを最大化することによって、事業成長を図る考えです。これらの事業展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、新たな事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるため、エミシア社の株式を取得し子会社化することとしました。

（３）取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社エミシアの普通株式（議決権所有割合100%） 130百万円

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日	平成27年11月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第2四半期)	自 平成27年12月1日 至 平成28年2月29日	平成28年4月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年11月27日

株式会社アクロディア  
取締役会 御中

### 監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	笹本 憲一 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 聡司 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディア及び連結子会社の平成27年8月31日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アクロディアの平成27年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アクロディアが平成27年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月27日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笹本 憲一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 聡司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディアの平成27年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

- 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失254,920千円、当期純損失135,079千円、当事業年度においても営業損失613,212千円、当期純損失924,949千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年10月20日開催の取締役会において、平成27年11月26日開催の第11回定時株主総会に、資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において承認可決された。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平28年4月14日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤井幸雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小出敦史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年9月1日から平成28年2月29日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アクロディアの平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失613,212千円、当期純損失924,949千円、当第2四半期累計期間においても営業損失127,690千円、四半期純損失166,053千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年2月23日開催の取締役会において、取締役及び従業員に対し、新株予約権(有償ストック・オプション)を発行することを決議し、同年3月9日に払込が完了している。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年3月29日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社の連結子会社である株式会社X i oが運営するゲーム関連事業の一部を譲受けることを決議し、同日事業譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。